

事務事業の概要・計画（PLAN）

事務事業名	(水道) 給配水装置点検等事業	会計名称	水道特別			担当課	水道課	
		予算科目	1 款 1 項 2 目	事業番号	9905	所属長名	野島康博	
事業評価の有無	☒ 評価対象事業 ☐ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）					担当責任者名	藤本慎二	
法令根拠等	伊予市水道事業水道条例					実施期間	【開始】	平成 17 年度
総合計画での位置付け	快適空間都市の創造						【終了】	平成 年度(予定)
	潤いのある水環境づくり							☒ 設定なし
総合計画における本事業の役割	適正な給水装置工事により水道水の安定、安全な給水に貢献できる。							
事業の対象	市民（上水道利用者）			事業の目的	給水装置工事後に竣工検査等を行い、水道水の安定、安全給水に努める。			
事業の内容（整備内容）	給水工事申込者から申請された給水装置工事が、基準等に適合しているかどうかの検査を行う。			昨年度の課題に対する具体的な改善策	点検従事による知識向上の為の打合せの実施			

事業活動の内容・成果（DO）

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）							
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目		単位	28 年度実績	29 年度予定	9月末の実績	29 年度実績
財源内訳	直接事業費	1,868	2,105	0	0	0	1,996	給水装置工事検査件数	件	189	300	202	357	
	国庫支出金		0	0	0	0	0							
	県支出金		0	0	0	0	0							
	地方債		0	0	0	0	0							
	その他	1,868	2,105	0	0	0	1,996							
	一般財源	0	0	0	0	0	0							
職員の人工（にんく）数		0.14	0.32				0.32							
1人工当たりの人件費単価		8,086	8,017				8,017							
※ 直接事業費＋人件費		3,000	4,670				4,561							
主な実施主体		直接実施（臨時職員1人を含む）		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）										
向こう5年間の直接事業費の推移 （千円）						30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	5年間の合計			
						2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000			
成果指標	指標	水道事業に必要な不可欠であるが、人件費のみであり、成果指標の設定は困難である。				単位	⇒	区分年度	28 年度	29 年度	30 年度	目標 毎 年度		
	目標					300		300	300	300				
	指標設定の考え方	水道事業に必要な不可欠であるが、人件費のみであり、成果指標の設定は困難である。				実績		189	357					
	指標で表せない効果													

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況（今年度の途中経過）		問い合わせに速やかに対応できるよう情報の共有を徹底し、一人ひとりが知識・技術力の向上に努めている。									
事業評価	自己判定（担当責任者）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	4	合計点が	S 14～15 : 10～13 : A 8～ 9 : B 5～ 7 : C 3～ 4 : D	事業成果・工夫した点	給水装置の点検及び検査を実施することにより、漏水や誤接合を未然に防ぐことができ水道利用者に安全で安定した水道水の供給ができた。		
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。	5						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	5						
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	4	合計点が	A 14～15 : S 10～13 : A 8～ 9 : B 5～ 7 : C 3～ 4 : D				
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	4						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。	4						
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	3	合計点が	A 14～15 : S 10～13 : A 8～ 9 : B 5～ 7 : C 3～ 4 : D				
			コスト効率	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	3						
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	4						
	一次判定（所属長）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	4	合計点が	A 14～15 : S 10～13 : A 8～ 9 : B 5～ 7 : C 3～ 4 : D	事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 ☐ 事業縮小と判断する ☐ 事業廃止と判断する （判断の理由） 水道水を安全で安定した供給を行うために必要な検査業務のために、事業継続と判断する。		
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。	4						
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	4						
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	4	合計点が	A 14～15 : S 10～13 : A 8～ 9 : B 5～ 7 : C 3～ 4 : D				
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	4						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。	4						
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	4	合計点が	A 14～15 : S 10～13 : A 8～ 9 : B 5～ 7 : C 3～ 4 : D				
			コスト効率	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	4						
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	4						
所属長の課題認識									給水装置の点検や検査を実施することにより、漏水や誤接合を未然に防ぐことができるため水道利用者に安全で安定した水道水の供給が可能となる。従って、今後も点検従事者の知識や技術力の向上を図る必要がある。		

施策を踏まえた判断	二次判定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☒	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。		
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。				
☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。				
☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。				

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容

今後の方向性（ACTION）

の経営 最終者 判断議	事業の方向性	コメント欄	
	☐	さらに重点化する。	
	☒	現状のまま継続する。	
	☐	右記の点を見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を行う。	
	☐	事業の休止、廃止を行う。	